

① 件 名
石巻市放課後児童健全育成事業の支援員の資格について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が学校の種類として規定されたが、現在の放課後児童支援員の有資格に幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭資格は規定されているが、義務教育学校の教諭の資格は含まれていない。</p> <p>【目的】 放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭を追加する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【経過】 平成27年6月24日 学校教育法の一部を改正する法律の公布 平成28年2月3日 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正</p>
⑤主な内容
<p>石巻市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加する。</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>支援員の有資格者の採用拡大につながる。</p>
7 他の自治体の政策との比較検討
<p>当該条例は厚生労働省令の基準に基づき規定しているため、他市町村でも同様の対応を考えると考える。</p>
⑧今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案 (施行予定年月日：平成28年4月1日)</p>
⑨その他